

	ページ
はじめに	1
<b>第1章 架装物の判別について</b>	
1. 自動車リサイクル法における架装物判別の必要性	2
2. 架装物の種類	2
3. 架装物の判別方法	5
<b>第2章 具体的架装物の例</b>	
1. 自動車リサイクル法の対象外となる架装物	8
2. 自動車リサイクル法の対象となる架装物	13
3. 架装物区分表	18
<b>第3章 キャブ付きシャシと架装物の区切りについて</b>	
1. 区切りの目安	28
2. 区切りの具体例	29
3. 車体形状ごとの事例	30
<b>第4章 粗破砕状態での架装物の判別</b>	
1. シュレッダーダスト料金に処理に必要な費用が含まれていないと想定される事例	36
2. シュレッダーダスト料金に処理に必要な費用が含まれていると想定される事例	37

## はじめに

自動車リサイクル法では、大型特殊自動車や二輪車等を除き、原則としてすべての自動車が法の対象となりますが、冷蔵・冷凍車のバンボデーやタンクローリーのタンク等多くの架装物部分が法の対象外とされています。

自動車リサイクル法の対象外となる架装物部分の処理費用については、法にもとづき自動車所有者から預託されるシュレッダーダスト料金に含まれておりません。また、法の対象となる架装物であっても、その処理に必要な費用がシュレッダーダスト料金に含まれていないものもあり、さらに別途積載物・搭載装置等がある場合、この処理に必要な費用がシュレッダーダスト料金に含まれていない場合もあります。

このため、自動車リサイクル法上の登録・許可業者として、架装物を搭載した使用済自動車の引取り・処理を行うにあたっては、

①架装物が法の対象となるか否か

②法の対象であっても架装物およびその積載物・搭載装置等の処理に必要な費用がシュレッダーダスト料金に含まれているか

の上記①②を判別することが必要となります。

多種多様である架装物について①②を判別するために、(一社)日本自動車工業会および(一社)日本自動車車体工業会が連携し、架装物の写真や架装物区分表(国土交通省区分・車体工業会区分、架装物名称50音順)を掲載した架装物判別ガイドラインを作成いたしましたのでご活用ください。

また、架装物のさらなる適正処理のため、解体マニュアルの作成、材料表示、適正処理ネットワークの整備、解体容易設計の推進等についても(一社)日本自動車工業会および(一社)日本自動車車体工業会が自主取組みを進めています。

関係事業者の方々が本ガイドラインを参考にいただくことで、架装物に関わる取引が円滑かつ適正に行われることを期待するものです。